

令和4年4月1日より

# 掃除機・電子タバコの 分別方法が変わります！

リチウムイオン電池による処分施設の火災事故防止対策に伴い、掃除機・電子タバコの分別方法が変更となります。  
変更内容は下記のとおりです。

ごみの種類	令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から
掃除機	ハンディタイプ →燃えないごみ 上記以外 →粗大ごみ	大きさ問わず <b>使用済</b> <b>小型電子機器</b>
電子タバコ	使用済 小型電子機器	<b>有害ごみ</b>

使用済小型電子機器、有害ごみを出す日や出し方については、  
村で発行している「ごみカレンダー」や「ごみの出し方」を参考に  
してください。

問い合わせ

檜原村役場 産業環境課 生活環境係 042-598-1011